

令和 6年10月21日

最高裁判所 御中

上告状兼上告受理申立書			
上告人兼申立人	〒704-●●●● 住所 岡山県岡山市●●●●●●●●番地		受付日付印欄
	氏名 今井 直孝 印 Tel.●●● (●●●●) ●●●●		
被上告人兼相手方	〒100-8915 住所 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		
	氏名 特許庁長官 小野 洋太		
訴訟物の価額	算定困難	貼用印紙	2万6000円
上記当事者間の知的財産高等裁判所 令和 6年(行ケ)第10014号 審決取消請求事件につき、 同裁判所が令和 6年10月16日に言い渡した判決(令和 6年10月16日上告人に送達)は不服であるから上告及び上告受理の申立てをする。			
原 判 決 の 表 示			
1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。			
上 告 の 趣 旨			
原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。			
上 告 受 理 申 立 の 趣 旨			
1 本件上告を受理する。 2 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。			
上 告 兼 上 告 受 理 申 立 の 理 由			
被上告人の明らかな不法行為により損害を受けましたが、知的財産高等裁判所の誤った原判決により、日本国憲法第十七条に定める賠償を求めることができませんでした。依って、原判決を破棄し、更に相当の裁判を求めます。			